

# 議会改革推進会議会議録

平成28年3月25日

亀山市議会

## 議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 平成28年3月25日(金) 午後4時05分～午後4時32分
- 2 開催場所 議場
- 3 出席議員  
会 長 前 田 耕 一  
副 会 長 岡 本 公 秀  
今 岡 翔 平 西 川 憲 行 高 島 真  
新 秀 隆 尾 崎 邦 洋 中 崎 孝 彦  
豊 田 恵 理 福 沢 美 由 紀 森 美 和 子  
鈴 木 達 夫 宮 崎 勝 郎 中 村 嘉 孝  
前 田 稔 服 部 孝 規 小 坂 直 親  
櫻 井 清 蔵
- 4 欠席議員 なし
- 5 事務局 事務局 長 松 井 元 郎 議事調査室長 渡 邊 靖 文  
村 主 健 太 郎 新 山 さ お り
- 6 案 件 1. 議会の情報化について  
2. その他
- 7 経 過 次のとおり

午後4時05分 開 会

○会長（前田耕一君） それでは、ただいまから議会改革推進会議を開会いたします。

きょうの議題でございますけれども、議会の情報化について、検討課題の36番でございます。

タブレット端末の運用につきましては、検討部会において、かねてから議論を重ねてきていただきました。そしてその中で、5月に開催する常任委員会協議会からタブレット端末を導入していく予定で進めております。

そこで、運用していくに当たり、亀山市議会のタブレット端末に関する要綱（案）と申し合わせ（案）を検討部会のほうで作成していただきましたので、まず事務局より説明いたします。

では事務局、よろしく申し上げます。

○議会事務局員（村主健太郎君） それでは、資料1をごらんください。

亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱（案）でございます。この要綱は、検討部会での検討結果を踏まえ、タブレットを中心とした議会の情報システムが円滑に管理運用できるよう、使用に関する原則的事項や考え方を定めるものでございます。

では、条ごとに趣旨を踏まえて説明いたします。

第1条、目的でございます。

この要綱では、議会の情報伝達の迅速化とペーパーレス化を図り、効率的な議会活動と積極的な政務活動に資するため、タブレット端末を導入するに当たり、その使用に際しての必要事項を定めるものでございます。

次に、第2条、タブレット端末の貸与等でございます。

タブレットは議長から各議員に貸与されるものでありまして、他人に貸与、譲渡してはなりません。そして、使用者はタブレットの使用権限がなくなったときは、タブレット内のデータを削除して議長に返却しなければなりません。また、貸与に当たっては、タブレット貸与簿を整備して管理することといたします。

次に、第3条、タブレット端末の管理でございます。

貸与後のタブレットは、直接的には使用者管理となります。タブレットにはパスワードが設定されておりますが、変更する場合は議会事務局に申し出ていただきます。また、タブレットの機能を高めるアプリケーションを追加しようとする場合は、事前に議会事務局に届け出て、議会改革推進会議検討部会での協議において承認を受けていただくことといたします。タブレット端末については、ソフトを含め、改造を行ってはならないこととしております。

次に、第4条、タブレット端末の使用についてでございます。

こちらはタブレット端末の使用場面を3号に分けて書いておりまして、タブレットは公開する会議において使用することを初めとして、議会活動の全般において使用していただきます。また、政務活動においても活用していただくとともに、今までのファクスや個人のパソコンにかわり、議会事務局との連絡手段として使用します。

次に、第5条、禁止事項でございます。

タブレットは個人的な使用をしてはなりません。また、会議での使用に際しては、会議以外の目的で使用してはなりません。

第6条、遵守事項。使用者の遵守事項について定めております。

タブレットは使用者管理となるため、メール等の送受信は自己責任となります。また、活動上取得した個人情報については、取り扱いに十分留意していただく必要があります。また、3号に書いてありますが、アップデートや事務局からのメールや資料提供が日々ありますので、日常的に立ち上げていただいて更新をしていただき、データの正確性を保持して、そのデータについては紛失毀損等の防止に努めていただきたいと思います。次に4号としては、議会全体の情報システムの管理運用に協力していただく必要があります。

第7条、通信費の公費負担でございます。

タブレットは議会活動や政務活動に使用することを目的としていることから、通信費は公費負担とします。この場合の公費には政務活動費も含むこととしておりまして、別途申し合わせにおいて政務活動費から一定金額を負担していただくことを定めることとしております。

第8条、事故があった場合の対応等でございます。

タブレットを使用する中で、万一盗難に遭ったり紛失した場合は、速やかに議会事務局を通じて議長に報告するとともに、二次的な被害としてタブレット内の非公開情報、個人情報等が漏えいした場合は、使用者個人の責任として誠実に対応しなければならないこととしております。また、盗難・紛失による場合や、故意または重過失によりタブレットを壊した場合は、使用者自身が修理費等を負担することとします。

第9条、資料等の印刷でございます。

タブレットからの資料データ等の印刷は、使用者各自で行うこととし、市役所庁舎内では議会図書室に設置する予定の共有プリンターを使用していただくことといたします。

第10条、その他事項といたしまして、この要綱に定めるほか、さらに具体的な詳細事項を定める申し合わせについてこの要綱から委任することを示しておく条項でございます。

以上で、亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱（案）の説明を終わります。

○会長（前田耕一君） ありがとうございます。

引き続き、申し合わせについて事務局のほうから説明していただきます。

新山さん。

○議会事務局員（新山さおり君） それでは、お手元でございます資料2、亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し合わせ（案）のほうをごらんください。こちらにつきましては、要綱をもとにより詳細な事項をまとめたものでございます。

まず1. タブレット端末の取り扱いとしましては、タブレット端末は議長が貸与することとし、貸与する際には事務局にて貸与簿を作成し、管理することとします。

次に2. タブレット端末の設定についてですが、議員の皆さんに貸与するタブレット端末に設定してありますマイクロソフトアカウント、あとメールアドレスについては議会事務局にて管理をいたします。ただし、マイクロソフトアカウントのパスワードについては、希望すれば変更できるものいたします。変更する場合は、議会事務局へ申し出ていただきたいと思います。ただし、メールアドレスについては変更ができませんので、こちらのほうから指定をさせていただきましたメールアドレスを使用していただくことといたします。

次に3. タブレット端末の取り扱いについてですが、こちらは管理をしていただく上で、次に申し上げることを注意していただくことといたします。

1. 極度に高温多湿のところに長時間置かない。2. 車中に放置しない。3. タブレット端末の上に重い物を乗せない。4. 衝撃等により破損しやすいため取り扱いには注意する。5. 持ち運ぶ機会が多いため、紛失には十分注意する。6. 水没、浸水しないように注意する。7. タブレット端末の改造は行わない。

次に4. 使用するアプリケーションについてですが、議会活動及び政務活動の範囲において、アプリケーションの追加を希望する場合は、事前に議会事務局に届け出ていただくことになります。そして、議会改革推進会議検討部会での協議において承認を受けなければならないことといたします。

次に5. タブレット端末の使用についてでございます。

こちらは公開している会議で使用するにとするため、代表者会議や秘密会においては使用しないことといたします。なお、会議においてキーボードは使用しないということといたします。

次に6. タブレット端末の使用範囲についてです。

こちらは議会活動及び政務活動において使用することとし、具体的には資料閲覧、情報検索、通告書や視察報告書、各種資料の作成、メールによる事務局からの連絡、スケジュール管理、またその他議長が認めたものに使用することといたします。

次に7. クラウドサーバーの使用と閲覧できる資料についてですが、無料のクラウドサービス、マイクロソフトのワンドライブを活用する予定ですが、こちらで情報共有を行います。データはPDFになっておりまして、執行部から出てくる資料については、総務法制室にて全てPDF化していただいて提出をいただきます。クラウド上にデータをアップしましたら、関係議員の方へ携帯のほうのメールにお知らせをさせていただきます。クラウド上に保存されているデータは閲覧するのみとし、データの変更等は行わないようにしてください。代表者会議等の公開できない資料等については、クラウド上にはアップいたしません。あと、クラウド上には4年分のデータを保存することといたします。ただし、本格導入後の会議の資料から蓄積していくことといたします。

次に8. 使用するワイヤレスネットワークについてですが、こちらは会議においては議会において設置いたしましたワイヤレスネットワークを使用することといたします。本会議のほうは議場のほうに、委員会のほうは委員会室のほうにそれぞれ無線のWi-Fi環境を整備いたしますので、そちらを使用していただくことといたします。

次に9. 電子メールの活用についてですが、マイクロソフトのアウトLOOKを使用して、その際に使用するメールアドレスについては付与させていただいておりますので、そちらをご使用いただくことといたします。活用する範囲としましては、事務局からの会議の開催通知のほか、資料データ等の送付、また議員間での使用のほか、個人的使用以外での市民等との情報交換に活用することといたします。なお、事務局から送付をいたしましたら、携帯メールへ連絡をいたします。

なお、メールアドレスの公開についてなんですけれども、議会のホームページ等で公開する予定はございません。このメールアドレスが広がってしまいますと、知らないアドレスからメールが届いたりですとか、それを開きましてウイルスに感染する危険性が出てくるため、メールアドレスの取り扱いについては使用者の責任において慎重に行っていただきたいということといたします。

次に10. SNS（ソーシャルネットワークサービス）の使用についてでございます。

こちらは、外部との通信は会議においては禁止することといたします。なお、会議以外においては、個人的な使用を除き使用可能といたします。

次に1 1. 個人的使用の禁止ということで、タブレット端末は個人的使用はしてはならないということといたします。

次に1 2. 会議での情報検索でございます。

こちらについては、検索の制限をかけないことといたします。これについては特に議論がなされた部分ではございますが、最終的には制限をかけないことといたしまして、ただし会議については言論の府が大前提であるため、会議の目的以外では使用してはならないこととしております。

次に1 3. 通信費（ポケットWi-Fi）についてでございます。

こちらは、タブレット端末のほうには通信機能がついておりませんので、別でポケットWi-Fiのほうをお持ちいただくこととなります。こちらの通信費についてでございますが、議会活動及び政務活動に使用し、個人的使用は認められないということから、通信費のうち1,000円は政務活動費で負担することとし、残りは議会費の通信運搬費にて負担することといたします。

次に1 4. 情報漏えいについてでございます。

こちらは、より安全に使用していただくために注意していただくことを明記してございます。

まず1. OSは最新の状態を保つ。こちらOSとは機器の基本的な管理や制御のための機能や、多くのソフトウェアや共通して利用する基本的な機能を持ったシステム全体を管理するソフトウェアのことなんですけれども、ここにふぐあいが見つかりますと、アップデートが行われない場合がございますので、時にはセキュリティーにかかわるような欠陥に対応するための重要なアップデートが行われることもございますので、こちらは最新の状態にしておいていただくことが重要となります。タブレット端末には自動でアップデートが行われるよう設定をしてあるんですけれども、しばらくタブレット端末を起動していただかない場合が起こりますと、最新の状態に更新されていない可能性がありますので、常にタブレット端末を起動していただくようお願いいたします。

次に、パスワードにてロックをかけるということです。こちらは紛失したときなどに個人情報の流出を防ぐための対策です。現在は、事務局にて設定をさせていただいたパスワードにてロックがかけられています。あと、電話帳やメールアドレスの連絡帳などは、個人情報も含まれる場合もありますので、もしもの場合に備えてパスワードを使用し、ロックをかけていただきたいと思います。

次に3. 不明なアプリをインストールしない。こちらはアプリをインストールしてしまうことで、データを抜き取られてしまったり、位置情報を勝手に送信されてしまったりするおそれがありますので、アプリケーションの追加については事務局に届けていただくことになっておりますので、このようなことは起こらないと考えておりますが、情報漏えいの観点からこちらに上げてございます。

次に、不明なサイトにアクセスをしない。こちら不明なサイトにアクセスをしていただきますと、信頼性がないものもございますので、クリックすることによってウイルスに感染するおそれがあるだけでなく、よくワンクリック詐欺なんかの被害があるということがよく報じられたりもしておりますので、こちらのほうも気をつけていただきたいと思いますということで明記してございます。

あと次に、知らないアドレスからのメールは開かない。メールの添付ファイルを原因とするウイルス感染は後を絶たないのが現状ですので、こちらにつきましても知らないメールアドレスからのメールは開かずにそのまま削除していただくなど、注意を払っていただきたいと思いますということで明記してございます。

次に、アプリの状態を定期的に確認するというので、こちらはインストールしたアプリの状態も

定期的にチェックをしていただきたいということで明記してございます。こちらはセキュリティー上の欠陥を修正するためにアプリが更新されることもあるということですので、明記をさせていただきました。

次に盗難・紛失に注意する。タブレット端末は頻繁に持ち歩くことが想定されますので、盗まれやすいということもございますし、なくしてしまう可能性も高いものですから、ふだんから盗難や紛失にご注意いただきたいと思います。

次に不正なWi-Fiに接続をしない。最近ではいろいろなところでフリースポットといいますが、無料のWi-Fiなどが整備されているところがありまして、中には情報収集などを目的として設置されているようなWi-Fiもございますので、そういったところに接続をしてしまいますと、通信内容を第三者に読み取られるおそれがありますので、基本的にはお持ちいただくポケットWi-Fiを使用していただきたいと思いますと考えておりますので、こちらのほうもご注意いただきたいと思いますということで明記してございます。

次に個人情報の取り扱いには十分に注意する。こちらはタブレット端末を使用する中で、インターネットに接続する機会が多いものですから、個人情報のほうが抜き取られる可能性が、漏えいする場合がありますので十分注意をしていただきたいと思いますということで明記してございます。

次に15. 修理等において使用者が費用負担をする場合としましては、盗難及び紛失による場合と、故意または重過失により損傷した場合を上げてございます。

次に16. タブレット端末による資料等の印刷でございます。

資料の印刷は各議員において行っていただくということにしておりまして、庁舎内では議会図書室に、来年度以降にプリンターのほうを設置いたしますので、そちらで印刷をすることといたします。

以上でございます。

○会長（前田耕一君） 以上で要綱、それから申し合わせ確認事項についての事務局よりの説明が終わりました。それではこのことについて、何か確認等がありましたら順次発言をお願いします。

宮崎議員。

○議員（宮崎勝郎君） このタブレットも時代の変化でこうなってくるんやと思います。全くペーパーレスにするのかどうか確認します。

○会長（前田耕一君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） まず、これからの運用ということで、当面は従来の紙ベースとタブレットの併用という形で考えております。ただ、行革の中でもペーパーレス化というのは言われておりますので、ある程度タブレットになれてきた時点で、紙ベースはもう不要と言われる方につきましてはペーパーレス化を図っていただきたいと思います。ですので、あくまで紙ベースはもう要らないと言われる議員さんからペーパーレス化を図っていきたいというふうに今のところ思っております。完全なペーパーレス化といいますと、当然これは執行部も、恐らく今後タブレット化という形になってこようと思っておりますので、その時点でまた考えていくべきことかなというふうに思っております。

○会長（前田耕一君） 宮崎議員。

○議員（宮崎勝郎君） それと、やはり我々全くこういうのは疎いので、講習会とか取扱説明会を何回かやってもらわんと、とてもやない追いつかんと思うもんで、そこらよろしくお願ひしたいです。

○会長（前田耕一君） 後で説明してもらいますので。この後。

宮崎議員から今ペーパーレス化の問題と、それから研修会、講習会の話が今出ましたけれども、それ以外で質疑ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（宮崎勝郎君） それと、この取り扱いは当然お互いに注意はしなきゃあかんと思うんやけど、故障とかそういうのは、個人のぶつけたとか壊したとかいうのは別として、単なる修理なんかも個人持ちかな。

○会長（前田耕一君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） この修理等の個人負担につきましては、まず盗難とか紛失による場合ですね、なくしたと。それか、もしくは故意または重過失で損傷した場合に、個人の負担をお願いをさせていただく形になります。通常使っております、故障というのは当然パソコンはよくある話ですので、それにつきましては公費のほうで修理をさせていただくという形で考えております。

○会長（前田耕一君） ほか、よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○会長（前田耕一君） なければこの要綱と申し合わせ、それから確認事項によりタブレット端末を運用していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

次に、今後のタブレット端末の配付及び操作の研修会等の予定について、事務局より説明いたします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） これからのスケジュールでございますが、もう既に18台のタブレットは事務局に届いております。そして、まずインターネット環境を整えるということで、4月早々に議場と委員会室のWi-Fi環境を、現在も届いておるんですが、かなりまだ不安定ですので、ここを完全なものにまず4月の中旬に整備いたします。

そして、先ほど出ていました研修会でございますが、1回目を4月18日が全員協議会がございます。そして、この日は夕方から鈴鹿市とのスポーツ交流会がございますので、その間を利用いたしまして、全員協議会終了後、1時間ほど、まずタブレット操作の研修会を全員で実施させていただきたいというふうに思っております。そして、4月中にもう1回、これは希望される方だけと思っておりますが、研修の場をもう一度設けさせていただきたいというふうに思っております。

そして、このタブレットには通信機能を持たせるわけでございますが、これは5月からとなりますので、議員の皆さんへの1人1台の配付は5月の連休明けからというふうに思っております。そして会議での本格使用は、5月の中旬に所管事務概要説明の委員会協議会がそれぞれ開催されますので、このときの資料閲覧から実際に運用していくというふうなことで考えております。

そして、会議の開催通知、いわゆるいろいろな事務連絡でございますが、これはこのタブレットが5月から通信機能を持たすことによりまして、今後はメールでの送信になるわけでございますけれども、これについては常にタブレットが見られる状態とは限りませんので、必ず携帯のメールのほうにも会議の開催日と日時、こういったことを携帯のメールもセットで連絡をさせていただきます。タブレットのほうと携帯のほうと二重で必ず連絡はさせていただくという形をとりたいと思っております。

それから、自宅に設置させていただいておりますファクスにつきましては、5月からタブレットを導入ということになりますので、4月末で撤去をさせていただくことになりますので、日程につきま



しては、また個々に議員さんに調整をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほど来出ていましたが、今後の運用面でございますけれども、当面は従来の紙ベースとタブレットの併用ということで行っていきます。ペーパーレス化ということについては、議員さんのほうから、紙ベースはもうタブレットでいいから不要ですと言われた方について、ペーパーレス化を図っていききたいというふうに今のところは思っております。

以上でございます。

**○会長（前田耕一君）** 説明、事務局のほうからしていただきましたけれども、まだちょっと理解できない部分があるなどと思われる方もいるかと思っておりますけれども、それについては個々に手厚いフォローをしてもらって、時間はありますので対応していったらどうかと思っておりますので、ここで話聞いて理解できることも難しいと思っておりますので、それについては個々にでも手厚いフォローしてもらうということで進めていきたいと思っておりますので、とりあえずきょうは具体的な概要の説明を聞いたということにとめておいていただきたいなと思っております。

もう1点だけ。13番の確認事項で、通信費について政務調査費と議会費のほうで併用して対応するというのも部会のほうで検討してもらっておりますので、それにつきましても、できれば確認事項の内容で進めていけたらなと思っておりますので、またそれにつきましても、特別なご意見ありましたら、またお伺いしたいと思っておりますけれども、その方向で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解ください。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

**○会長（前田耕一君）** 以上で説明は終わりました。それではこの件につきましては、終了したいと思っております。

最後にその他の項でございますけれども、何かございませんか。

なければ以上で議会改革推進会議を閉会いたします。ご苦勞さまでございました。

午後4時32分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 28 年 3 月 25 日

会長 前 田 耕 一